（別紙1）

訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定

老人訪問看護又は指定居宅サービス（介護保険法第8条第4

項に規定する訪問看護に限る。）若しくは指定介護予防サー

ビス（介護保険法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問

看護に限る。）に従事する職員の定数

|  |  |
| --- | --- |
| 職　　　　　　　　種 | 定　　　　　　　　数 |
|  |  |

備考　職員の定数は、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士等の職種ごとに記載すること。